D　基本方針の策定

特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定することが重要である。→2A参照

E　取扱規程等の見直し等

行政機関等は、個人情報の保護に関する管理規程等の見直し等を行わなければならない。また、行政機関等及び地方公共団体等は、A～Cで明確化した事務における特定個人情報等の適正な取扱いを確保するために、個人情報の保護に関する取扱規程等の見直し等を行わなければならない。→2B参照

2　講ずべき安全管理措置の内容

本セクション2においては、特定個人情報等の保護のために必要な安全管理措置について本文で示し、その具体的な手法の例示を記述している。なお、手法の例示は、これに限定する趣旨で記載したものではなく、また、個別ケースによって別途考慮すべき要素があり得るので注意を要する。

行政機関等は、安全管理措置を講ずるに当たり、番号法、行政機関個人情報保護法等関係法令、本ガイドライン、指針等(注)及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準等に準拠した各府省庁等における情報セキュリティポリシー等を遵守することを前提とする。

地方公共団体等は、安全管理措置を講ずるに当たり、番号法、個人情報保護条例、本ガイドライン、指針等及び地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等を参考に地方公共団体等において策定した情報セキュリティポリシー等を遵守することを前提とする。

行政機関等及び地方公共団体等は、特定個人情報保護評価を実施した事務については、その内容を遵守するものとする。また、個人番号利用事務の実施に当たり、接続する情報提供ネットワークシステム等の接続規程等が示す安全管理措置等を遵守することを前提とする。

（注）「指針等」とは、「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について（平成16年９月14日総管情第84号総務省行政管理局長通知）」、「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について（平成16年９月14日総管情第85号総務省行政管理局長通知）」及び「地方公共団体における個人情報保護対策について（平成15年６月16日総行情第91号総務省政策統括官通知）」等をいう。

A　基本方針の策定

特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定することが重要である。

B　取扱規程等の見直し等

1A～Cで明確化した事務において事務の流れを整理し、特定個人情報等の具体的な取扱いを定めるために、取扱規程等の見直し等を行わなければならない。

特に、特定個人情報等の複製及び送信、特定個人情報等が保存されている電子媒体等の外部への送付及び持出し等については、責任者の指示に従い行うことを定めること等が重要である。

≪手法の例示≫

＊　取扱規程等は、次に掲げる管理段階ごとに、取扱方法、責任者・事務取扱担当者及びその任務等について定めることが考えられる。具体的に定める事項については、C～Fに記述する安全管理措置を織り込むことが重要である。

①　取得する段階
②　利用を行う段階
③　保存する段階
④　提供を行う段階
⑤　削除・廃棄を行う段階

＊　個人番号利用事務の場合、例えば、次のような事務フローに即して、手続を明確にしておくことが重要である。

①　住民等からの申請書を受領する方法（本人確認、個人番号の確認等）
②　住民等からの申請書をシステムに入力・保存する方法
③　個人番号を含む証明書等の作成・印刷方法
④　個人番号を含む証明書等を住民等に交付する方法
⑤　申請書及び本人確認書類等の保存方法
⑥　保存期間を経過した書類等の廃棄方法

C　組織的安全管理措置

行政機関等及び地方公共団体等は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる組織的安全管理措置を講じなければならない。

a　組織体制の整備

安全管理措置を講ずるための組織体制を整備する。

行政機関等は、組織体制の整備として、次に掲げる事項を含める。地方公共団体等は、次に掲げる事項を参考に、適切に組織体制を整備する。

・　総括責任者（行政機関等に各１名）の設置及び責任の明確化
・　保護責任者（個人番号利用事務等を実施する課室等に各１名）の設置及び責任の明確化
・　監査責任者の設置及び責任の明確化
・　事務取扱担当者及びその役割の明確化
・　事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲の明確化
・　事務取扱担当者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制の整備
・　個人番号の漏えい、滅失又は毀損等（以下「情報漏えい等」という。）事案の発生又は兆候を把握した場合の職員から責任者等への報告連絡体制の整備
・　特定個人情報等を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化

b　取扱規程等に基づく運用

取扱規程等に基づく運用状況を確認するため、特定個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録を一定の期間保存し、定期に又は随時に分析するために必要な措置を講ずる。また、記録の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずる。

≪手法の例示≫

＊　記録する項目としては、次に掲げるものが挙げられる。
・　特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録
・　書類・媒体等の持出しの記録
・　特定個人情報ファイルの削除・廃棄記録
・　削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等
・　特定個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合、事務取扱担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）の記録

c　取扱状況を確認する手段の整備

特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するための手段を整備する。

行政機関等は、次に掲げる項目を含めて記録する。地方公共団体等は、次に掲げる項目を参考に、適切な手段を整備する。

なお、取扱状況を確認するための記録等には、特定個人情報等は記載しない。

・　特定個人情報ファイルの名称
・　行政機関等の名称及び特定個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称